

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年3月23日（令和5年（行個）諮問第89号）

答申日：令和5年10月26日（令和5年度（行個）答申第96号）

事件名：本人に係る再就職手当支給申請書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「令和2年特定月頃に私が特定公共職業安定所特定分室で行った雇用保険受給手続きに関する次の書類。手続後就職した事業所から提出された雇用保険被保険者資格取得届及びその添付書類（出勤簿を含む）一切，失業認定申告書全て，再就職手当支給申請書及びその添付書類一切。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し，令和4年9月22日付け鹿労発総0922第2号により鹿児島労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

不開示することに理由がない。不開示をしたことに対し，全部開示を求める理由として，

ア 法78条2号に該当し，かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，この情報が記載されている部分を不開示とした。

上分に対して，法78条第2，ロ，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報

イ 法78条3号イに該当するため，この情報が記載されている部分を不開示とした。

上分に対して，同条第3，ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報を除く。

（2）意見書

まず、僕は失業手当をもらえるのは、知っていました。年額にして〇円程度と聞いていました。それでは、ちょっと生活が厳しいと思い、働きながらもらえば、なおさら金が増えると思い、今回問題になっている特定会社です。それで特定会社に入社し、特定者に働きながら失業手当をもらうことができますかとたずねると、特定者が特定地の人は全部そうしていますと言いました。そしたら職安に行ってみますねと言い、特定行為を行いました。2回失業手当を申請に行きまして、〇日ぐらい嘘を書いてお金をもらいました。1回目が〇円、令和2年特定月日通帳に振り込まれていました。今度2回目、令和2年特定月日に〇円振り込まれていました。次に職安に行くと、職安の方が僕に一括でもらえる制度があるからそれに変えたらどうですかといいました。もらえる金額は〇円ほど一括でもらえるといい、その時に職安の人がいいでしょうと言いました。それには条件があると言いました。1つ目は入る会社が雇用保険に加入していること、2つ目は向う1年間仕事があることといいました。そしたら僕は、特定会社に雇用保険は入ってますか、と聞くと入っていますと言いました。また向う1年間仕事がありますかと聞くとありますと言いました。今度職安の方に行ってみるとふたつの条件があると職安の法に言いました。1回目、開示した他に文書があります。この文書の中身というのは、職安の担当の人が、1週間か10日の間に、会社に出勤した日、出勤しない日を〇か×で記入する所があり、職安の人が特定者と一緒を書くようにと言いましたので、その文書を持って会社に行き、特定者と二人で書きました。その時に〇日ぐらい、特定者に出勤したのに出勤していないと書いてもらってもいいですかと聞くと、いいですよと言い、特定者が、本人が〇日ぐらい出勤したのに出勤してないと記入しました。その文書を持って職安に行き提出しました。職安の人が受け取り、給付金が令和2年特定月日に〇円通帳に振り込まれました。そしたら令和3年特定月頃と思いますが、職安の方から僕に電話が来まして、僕に特定行為をしていますね、これは会社にも問題があります、と言いまして、僕に職安に後に来てもらいます、と言い電話は終わりました。しばらくしてから職安に行き、僕に特定行為をしましたねということで、特定行為をしましたといい、書類に記入しました。そこで僕は、職安の人が言った、会社にも問題があると言ったことは、特定者と二人で1週間か10日のうちに出勤したのに出勤していないと記入した文書があります。この文書が会社にも問題があるということではないかと思えます。この他に、職安に提出した文書がいくつかありますが、その文書には、会社が問題になる文書はないと思えます。

そこで、特定会社の特定者と二人で特定行為をした文書を、鹿児島労働局に開示してくださいということです。長い文章になりましたが、こ

れが本当の事なので本当を主張しました。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年8月9日付け（同月15日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が部分開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和4年12月20日付け（同月23日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求は原処分を維持することが妥当であり、棄却されるべきである。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「令和2年特定月日に審査請求人が特定公共職業安定所特定分室に提出した特定事業所に係る再就職手当支給申請書（添付書類を含む）」、「令和3年特定月日に特定事業所が特定公共職業安定所特定分室に提出した雇用保険被保険者資格取得届（添付書類を含む）」及び「審査請求人が特定公共職業安定所特定分室に提出した、失業認定申告書すべて」に記録された保有個人情報である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条2号該当性

文書2、4及び8の不開示部分には、特定事業所の職員の氏名等の情報があり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報については、法78条2号に該当し、かつ同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法78条3号イ該当性

文書1、2、3及び6の不開示部分には、事業を営む個人の印影があり、当該印影は、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、それにふさわしい形状をしていると認められ、これを開示すると、特定事業を営む特定個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、法78条3号イに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は審査請求の理由として、「不開示することに理由がない。不開示をしたことに対し、全部開示を求める理由として、（略）法78条第二、ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示する

ことが必要であると認められる情報、(略)同条第3,ただし,人の生命,健康,生活又は財産を保護するため,開示することが必要であると認められる情報」と主張している。しかしながら,法76条に基づく開示請求に対しては,上記(2)のとおり開示請求対象保有個人情報ごとに法78条各号に基づいて開示・不開示の判断をしているものであり,審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のことから,本件審査請求については,原処分を維持することが妥当であり,棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

- ① 令和5年3月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月6日 審議
- ④ 同月17日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年10月12日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し,処分庁は,本件対象保有個人情報の一部について,法78条2号及び3号イに該当するとして,不開示とする原処分を行ったところ,審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対し,諮問庁は,原処分を維持することが妥当としていることから,以下,本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ,不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分(別表の3欄に掲げる部分)について

ア 通番1ないし3及び5

通番1は,再就職手当支給申請書,通番3は,採用証明書,通番5は,遅延理由書に押印された事業を営む特定事業所の個人の印影である。通番2は,関連事業主及び雇用期間等に関する証明書(再就職手当用)であり,特定事業所の担当者の自署が記載され,事業を営む特定事業所の個人の印影が押印されている。

このうち,通番1ないし3については,再就職手当の支給を受けようとする受給資格者は,就職日の翌日から起算して1か月以内に,再就職手当支給申請書(通番1)に,以下の(ア)及び(イ)の書類(通番3及び2)を添えて,管轄公共職業安定所に提出することとさ

れている（雇用保険法施行規則 82 条の 7 第 1 項）。

（ア）受給資格者が 1 年を超えて雇用されることが確実であることの
確認を行うもの（雇用契約書、雇入通知書、採用証明書等）

（イ）離職前事業主と再就職先事業主との資本金、資金、人事、取引
等の状況を記載させた事業主の証明書

このため、これらの文書に記載された当該自署及び当該印影は、これら
の文書の記載の一部であり、審査請求人が知り得る情報であると認めら
れる。

通番 5 は、これらの文書に押印された当該印影と同じものであると認め
られる。

これらの部分は、これを開示しても当該事業場の権利、競争上の地位
その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、
通番 2 は、法 78 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に
関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することが
できるものに該当すると認められるが、上述のとおり、審査請求人が
知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 3 号イ、当該部分のうち通番 2
は、同条 2 号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番 6 は、審査請求人の給与支払明細書に記載された特定事業所担
当者の名字であり、当該給与支払明細書を収受している審査請求人が
知り得る情報であると認められる。

当該部分は、法 78 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人
に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別するこ
とができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認
められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 2 号に該当せず、開示すべきで
ある。

（2）その余の部分（別表の 3 欄に掲げる部分を除く部分）について

通番 4 は、再就職手当支給要件調査書に記載された特定事業所の担当
者の氏名である。通番 6 は、審査請求人の給与支払明細書であり、審査
請求人以外の特定事業所の従業員の氏名等が映し出されている。

当該部分は、法 78 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人
に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することが
できるものに該当する。また、当該部分は、法令の規定により又は慣行
として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情
報とは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし
書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は個人識
別部分であることから、法 79 条 2 項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条2号及び3号イに該当するとして不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号、文書名及び頁			2 原処分における不開示部分					3 2 欄の 不開示を維持する部分のうち 開示すべき部分
			該当箇所			法 7 8 条 各 号 該 当 性	通 番	
			原処分 における 不開示 部分	新たに開 示する部 分	不開示 を維持 する部 分			
文書 1	再就職手当 支給申請書	1	原処分 において 不開示と した部分 全部	—	原処分 において 不開示と した部分 全部	3号イ	1	全て
文書 2	関連事業主 及び雇用期 間等に関する 証明書 (再就職手 当用)	2	原処分 において 不開示と した部分 全部	—	原処分 において 不開示と した部分 全部	2号, 3号イ	2	全て
文書 3	採用証明書	3	原処分 において 不開示と した部分 全部	—	原処分 において 不開示と した部分 全部	3号イ	3	全て
文書 4	再就職手当 支給要件調 査書	4	原処分 において 不開示と した部分 全部	—	原処分 において 不開示と した部分 全部	2号	4	—
文書 5	雇用保険被 保険者資格 取得届	5	全部開 示	—	—	—	—	—
文書 6	遅延理由書	6	原処分 において 不開示と した部分 全部	—	原処分 において 不開示と した部分 全部	3号イ	5	全て
文書 7	出勤簿	7	全部開 示	—	—	—	—	—
文書 8	給与支払明 細書	8ない し16	原処分 におい	—	原処分 におい	2号	6	8頁最下部 の不開示部

			て不開 示とし た部分 全部		て不開 示とし た部分 全部			分， 9 頁最 下部の不開 示部分， 1 0 頁ないし 1 6 頁
文書 9	失業認定申 告書	1 7 な いし 1 8	全部開 示	—	—	—	—	—